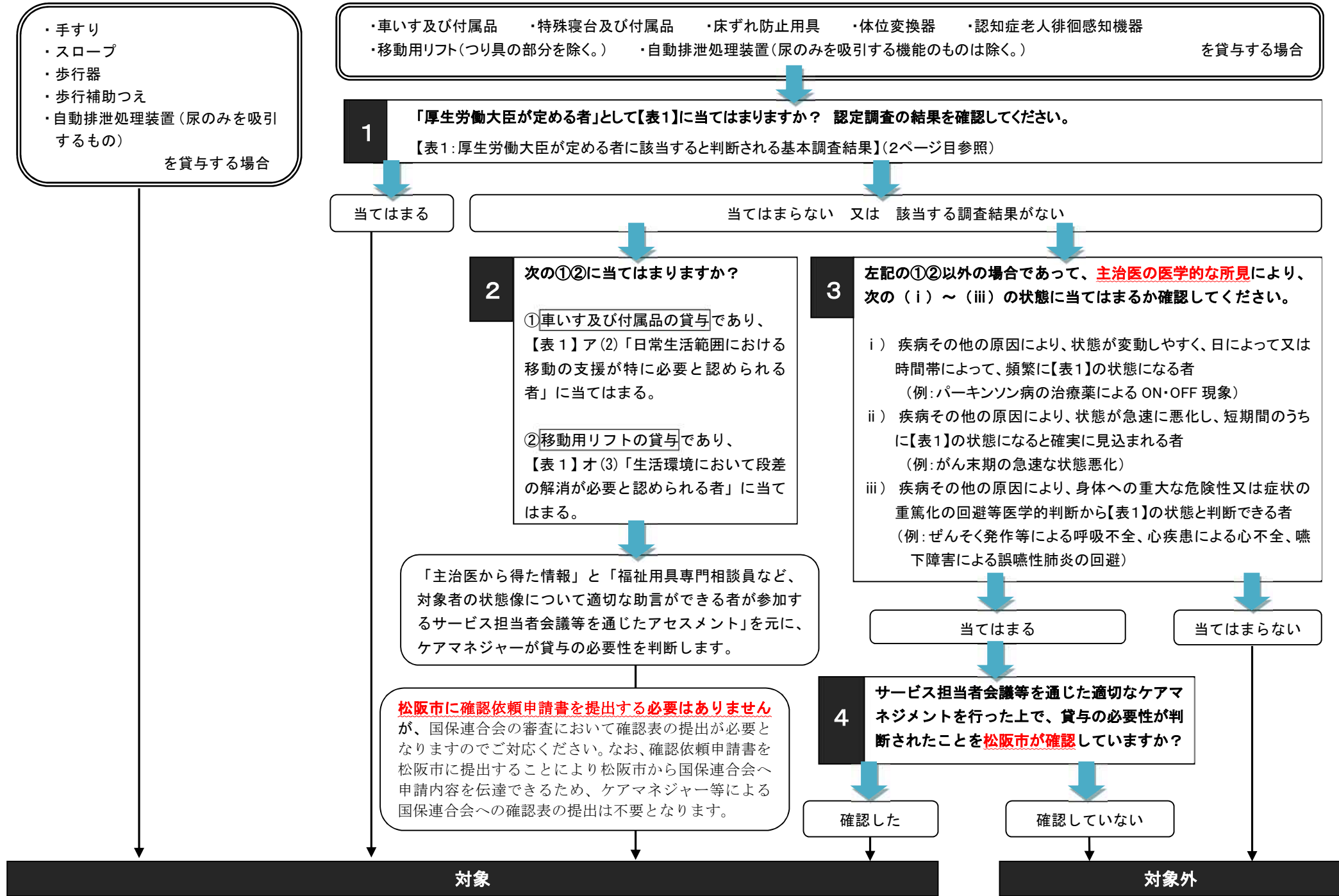


軽度者に対する福祉用具の取扱いについて(フローチャート)



- ・手すり
- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ
- ・自動排泄処理装置(尿のみを吸引するもの)

を貸与する場合

- ・車いす及び付属品
- ・特殊寝台及び付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具の部分を除く。)
- ・自動排泄処理装置(尿のみを吸引する機能のものは除く。)

を貸与する場合

1 「厚生労働大臣が定める者」として【表1】に当てはまりますか？ 認定調査の結果を確認してください。
【表1:厚生労働大臣が定める者に該当すると判断される基本調査結果】(2ページ目参照)

当てはまる

当てはまらない 又は 該当する調査結果がない

2 次の①②に当てはまりますか？

①車いす及び付属品の貸与であり、
【表1】ア(2)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に当てはまる。

②移動用リフトの貸与であり、
【表1】オ(3)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に当てはまる。

「主治医から得た情報」と「福祉用具専門相談員など、対象者の状態像について適切な助言ができる者が参加するサービス担当者会議等を通じたアセスメント」を元に、ケアマネジャーが貸与の必要性を判断します。

松阪市に確認依頼申請書を提出する必要はありませんが、国保連合会の審査において確認表の提出が必要となりますのでご対応ください。なお、確認依頼申請書を松阪市に提出することにより松阪市から国保連合会へ申請内容を伝達できるため、ケアマネジャー等による国保連合会への確認表の提出は不要となります。

3 左記の①②以外の場合であって、**主治医の医学的な所見**により、次の(i)～(iii)の状態に当てはまるか確認してください。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【表1】の状態になる者
(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【表1】の状態になると確実に見込まれる者
(例:がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【表1】の状態と判断できる者
(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

当てはまる

当てはまらない

4 サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントを行った上で、貸与の必要性が判断されたことを**松阪市が確認**していますか？

確認した

確認していない

対象

対象外

【表1:】厚生労働大臣が定める者に該当すると判断される基本調査結果

対象外種目	厚生労働大臣が定める者(第23号告示 第21号・65号)	該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	下記※(参照)
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8~4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(2)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」
	(2)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	下記※(参照)
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」
	(2)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 「4. 全介助」

※ア(2)及びオ(3)については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議を通じた適正なケアマネジメントにより、ケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員(以下「ケアマネジャー等」という)が判断します。

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)第二の9(2)】

(例えば) 車いす及び車いす付属品の貸与について「(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャー等が判断した場合は、松阪市に「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について(以下、確認依頼申請書という)」を提出する必要はありませんが、国保連合会の審査において確認書の提出が必要となりますのでご対応ください。なお、確認依頼申請書を松阪市に提出することにより、松阪市から国保連合会へ申請内容を伝達できるため、ケアマネジャー等による国保連合会への確認書の提出は不要となります。